

裁判の傍聴にご参加を！



3月16日(月) 国相手の大飯原発止めよう裁判(大阪地裁)

★新型コロナウイルス感染防止のため、傍聴人数が34名に制限されることになりました。

原告も支援者も傍聴は抽選になります。下記のようにお集まりください。

※傍聴の抽選券配布14:20～14:30 抽選14:30(別館 正面玄関前)

*原告は、前回国が提出した台場浜破碎帯問題などの書面に反論

■報告会：地震規模の「ばらつきを考慮する」意義、高浜原発で続くSG細管損傷について

◇15:00 第33回法廷 大阪地方裁判所 202号大法廷

◇法廷終了後に報告・交流会：大阪弁護士会館920号室

(新型コロナウイルス感染防止のため、時間を短縮して開催の予定)

★アルコール手指消毒液を用意します。ご使用ください。マスクの着用にご協力ください。
発熱や体調不良の場合は、無理されないようお願いします。

本裁判は、福島原発事故から1年後の2012年6月に提訴され、第33回目の法廷を迎えます。論点が整理され終盤に差し掛かり、重要な局面を迎えています。

前回法廷は短時間で終了しましたが、法廷後の進行協議で裁判長から重要な提起がありました。今回の法廷とその後の進行協議は、その提起を受けて最初のものとなります。

◆原告は、前回の国の書面に反論し、早期判決を求めます

原告は前々回の昨年9月第31回法廷までに、論点となる問題について主張の書面を出しました。国は、それらに対する反論として前回、次のような書面を出しました。第31準備書面は、汚染水問題、台場浜破碎帯問題、地震動レシピに関するもの、第32準備書面は原告適格の問題、火山灰についての現行と申請中の2つの設置変更許可処分に関するもの。

原告は、台場浜破碎帯問題、原告適格の問題に対して反論し、早期判決を求めます。

関電が前回出した第2準備書面は、規制委員会によって基準不適合とされた降灰層厚10cmでの影響評価についてのものでした。これは、大飯原発の運転の安全性の根拠とはなり得ないものです。

◆定検中の関電高浜原発3号で、またも蒸気発生器(SG)細管に損傷が見つかりました。

一昨年高浜3号、昨年10月高浜4号、そして今回の高浜3号と3回もSG細管に損傷が発生しています。関電が原因だと推定する「異物」を発見・特定することなく、1月末、高浜4号の原子炉を起動し、2月26日に本格運転に入りました。カネ優先の姿勢を改め、すぐに停止させ、徹底して細管調査をすべきです。原因究明できるまで動かすべきではありません。

◆法廷終了後の報告・交流会(新型コロナウイルス感染防止のため、時間を短縮して開催予定)

・報告会では、特に今回は、前回進行協議で出された裁判長の提案に対する態度や、「ばらつき」の考慮の意義についてなど、報告を受けて議論します。

・交流会では、避難者の菅野みずえさんのお話、3度目のSG細管損傷の状況、滋賀県・京都府への申入れの紹介、など予定。ご参加ください。

おおい原発止めよう裁判の会 連絡先：美浜の会 気付

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

2020.3.12